

監査公表第 19 号（令和 7 年 6 月 6 日、県公報第 601 号登載）
令和 6 年 5 月 14 日から令和 6 年 12 月 24 日実施
随時監査の結果に基づく措置通知（令和 6 年度）

監査公表第 19 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 9 項の規定により報告した随時監査の結果（令和 7 年 3 月 24 日 6 監総第 1395 号）に基づき、知事から措置を講じた旨の通知があったので、同条第 14 項の規定により、次のとおり公表する。

令和 7 年 6 月 6 日

福岡県監査委員	塩 川 正 一
同	世 利 洋 介
同	森 行 一
同	原 中 誠 志

7 県土総第 3 4 6 号
令和 7 年 5 月 9 日

福岡県監査委員 塩 川 正 一 殿
同 世 利 洋 介 殿
同 森 行 一 殿
同 原 中 誠 志 殿

福岡県知事 服部 誠太郎

監査の結果に係る措置について（通知）

令和 7 年 3 月 2 4 日 6 監総第 1 3 9 5 号の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

記

指摘事項

対象機関名	監査の結果	講じた措置の内容
県土整備部 道路維持課	適正な手続を経ずに緊急用前渡資金（現金）が支払われていた。	所属長は、今回の事例を所属職員に周知するとともに、所属資金前渡職員（出納員）及び担当者に対し、緊急用前渡資金の交付事務について、「財務会計事務の手引き（資金前渡）」により確認を行うよう指示した。 また、以下の取組により再発防止を図るよう指導した。 <ul style="list-style-type: none">所属資金前渡職員及び担当者は、財務会計事務研修（研修科目「資金前渡」）をあらためて受講する。緊急用前渡資金の交付は、所属資金前渡職員（不在の場合のみ指定する補助職員）が行うことを徹底する。所属資金前渡職員は、月末に、前渡資金差引簿と保管現金の一致を確認した上で、所属長からの繰越承認を確実に受ける。担当者及び上司は、内部統制に係るリスク対応シートに今回の誤り及び再発防止策を追記し、これに基づき事務処理を行う。

注意事項

対象機関の 属する部局名	監査の結果	講じた措置の内容
<p>県土整備部</p>	<p>郵便切手の管理において、所属長の承認を得ずに切手の払出しを行っていたこと、購入した切手の記帳整理を怠っていたこと、また、月末の集計を行っていなかったことから、監査実施日に郵便切手等出納整理簿と現物が一致せず、適正な管理がなされていなかった。</p>	<p>所属長は、全職員に対し、今回の誤りを示した上で、同様の誤りを繰り返さないため、以下の取組を徹底するよう指導した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・郵便切手の払出しについては、その都度、所属長の承認を受け、出納員（不在の場合のみ経理員）が行う。 ・会計担当者は、出納の都度、切手の種類・枚数を郵便切手等出納整理簿に記載する。 ・また、毎月末、当該月の受入・払出しを合計し、残数及びその金額を郵便切手等出納整理簿に記載する。出納員は、郵便切手等出納整理簿と現物との一致を確認する。 ・担当者及び上司は、内部統制に係るリスク対応シートに今回の誤り及びその再発防止策を追記し、今後の事務処理で活用する。